

竟成地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、竟成地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくりを通じて、住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善、文化・福祉の向上等に努め、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動の範囲）

第3条 協議会の活動範囲は、大根区、上谷津区、大崎区、長山区、与倉区、観音区、鳥羽区及び鳥羽台町内会の区域（以下、「竟成地区」という。）とする。ただし、他の協議会と協力、連携して活動する場合は、この限りでない。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）地区住民の健康と福祉の増進、教育・文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- （2）地区住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- （3）生活環境の保持と改善向上に関すること。
- （4）防災、防火、防犯に関すること。
- （5）青少年健全育成に関すること。
- （6）交通安全に関すること。
- （7）郷土文化の振興に関すること。
- （8）地域産業の振興に関すること。
- （9）前各号に係る活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- （10）その他目的達成のために必要な活動に関すること。

（事務所）

第5条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 組織

（会員及び委員）

第6条 協議会の会員は、竟成地区に居住する住民及び別表に掲げる各種活動団体等をもって構成する。

2 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号及び第3号については総会で承認された者とする。

- （1） 別表に掲げる各種活動団体等ごとに選出された者
- （2） 知識経験を有する者
- （3） 会長又は委員が推薦する者

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 3名以内
- （3） 事務局長 1名
- （4） 事務局次長 1名
- （5） 会計 2名以内
- （6） 監査 2名
- （7） 部会長 必要な人数
- （8） 副部会長 必要な人数
- （9） 理事 必要な人数

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

（相談役及び顧問）

第8条 会長は、理事会の承認を得て、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- （1） 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会を招集して議長となる。
- （2） 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- （3） 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を担当する。
- （4） 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職

務を代理する。

(5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。

(6) 監査は、協議会の会計監査を担当する。

(7) 理事は、協議会の運営を補佐する。

(8) 会長及び事務局長を除く役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合は、会長が指名する他の役員がその職務を代行する。

(委員及び役員の任期)

第10条 委員及び役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所属団体等の任期に定めがある場合は、この限りでない。なお、後任者が選任されるまでの間は、前任者が引き続きその職務を行うものとする。

2 補欠の委員及び役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第11条 協議会に、必要に応じて課題別の部会を設置することができる。

2 部会員は、委員及び会員の中から会長が委嘱する。

3 部会に部会長及び副部会長を各1名置く。

4 部会長は、会長が指名し、役員に推薦する。

5 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。

(部会員の任期)

第12条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会の設置)

第13条 協議会が主催する事業の実施に際し、必要がある場合は、理事会の承認を得て、事業ごとに実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 会議

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、理事会、部会及び実行委員会とする。

2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定足数等)

第 15 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。この場合において、次項により権限の行使を他の委員に委任した者は出席したものとみなす。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

(総会)

第 16 条 総会は、協議会の最高議決機関であって、委員をもって組織する。

2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長及び理事会において必要と認めたとき、臨時総会を開催する。

3 総会は、次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 事業報告及び決算に関すること。

(4) 委員の承認及び役員の選任に関すること。

(5) 本規約の制定及び改廃に関すること。

(6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

4 緊急を要する場合は、総会の決定事項について、理事会で決定することができる。ただし、この場合はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。

(理事会)

第 17 条 理事会は、役員によって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 総会において諮るべき事項の審議に関すること。

(3) その他会長が必要と認める会務の執行に関すること。

(部会)

第 18 条 部会は、必要に応じて部会長が招集して議長となる。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 その他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

第4章 財務

（会計）

第 19 条 協議会の経費は、賛助金、負担金、補助金、交付金、寄附金等の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計等帳簿の整備）

第 21 条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

（監査と報告）

第 22 条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

（委任）

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 第 10 条第 1 項前段の規定にかかわらず、協議会設立時の委員及び役員の任期は、協議会設立日から平成 29 年度定期総会の開催日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

別表（第 6 条 協議会の構成）

1. 大根区 2. 上谷津区 3. 大崎区 4. 長山区 5. 与倉区 6. 観音区 7. 鳥羽区 8. 鳥羽台町内会 9. 地区民生委員・児童委員 10. 地区青少年相談員 11. 地区子ども会 12. 竟成小学校 13. 竟成小学校PTA 14. 地区消防団	15. 地区交通安全協会 16. 地区高齢者クラブ 17. スポーツ推進委員 18. 地区健康推進員 19. 地区農業委員・農地利用最適化推進委員
---	---